

第9回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和5年8月17日(木) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第29号
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第30号
農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について
 - (3) 議案第31号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 議案第32号
現況確認証明に対する意見決定について
 - (5) 議案第33号
荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 12名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男	22番	福田	正三

事務局

事務局長

荒木 成輔

農地管理係長

岸浪 正徳

書記

会田 勇輝

専門員

志賀 幸雄

・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、3番 永沼善恵委員を指名いたします。

(1) 議案第29号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 議事に入ります。議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましても、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました〇〇〇〇委員に報告を求めます。

・泉利夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告します。

令和5年8月10日、午前10時30分より譲受人の〇〇〇〇さんと最適化推進委員の小豆畑元さん、伊藤良平次さんと、私の4名で、〇〇〇〇を調査しました。

場所は、石川町役場から国道〇〇〇〇号線で〇〇〇〇へ向かい、〇〇〇〇を〇〇〇〇へ左折し、〇〇〇〇先を〇〇〇〇へ右折し〇〇〇〇進んだ所に位置しております。

申請理由は、30年以上前に譲渡人と譲受人の先代の取決めで譲受人が耕作と開パ事業費負担をしてまいりました。実態に合わせるために、譲渡人2名の承諾の上、今回の申請に至りました。

引き続き周辺農地と協調し、問題なく耕作できるものと思います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議 長 異議のないものと認め、議案第29号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第30号

農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
 - ・事務局長 (朗読説明)
只今説明しましたものは、一般住宅敷地として、転用許可を受けたものでございます。
 - ・議 長 審議に入る前に、議案第30号農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について、農地利用最適化推進委員は議決権がございませんが、11番近藤委員は、申請者ですので、農業委員等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。
〈近藤委員退席〉
只今説明のあったこの件について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議 長 異議のないものと認め、議案第30号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について、承認するものと決定いたします。
近藤委員の入室を認めます。
〈近藤委員入室〉
-

(3) 議案第31号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議長 次に、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は住宅分譲用地を目的として今回の申請に至っております。なお申請地は、第3種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが、事業計画者は、太陽光発電施設用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告します。

8月10日午前10時30分より、岸浪係長、最適化推進員の小針淳一氏、添田文彦氏と私の4人で〇〇〇〇様の説明を受けながら現地確認をしました。

申請地は、〇〇〇〇線と〇〇〇〇の交わる場所より〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇の手前を左折し、〇〇〇〇行った所の十字路を左折し、そこから〇〇〇〇行った所の右側の〇〇〇〇番の休耕田です。

転用の目的は、宅地分譲用地として、申請者の〇〇〇〇様が〇〇〇〇に譲渡する為の〇〇〇〇㎡です。

取水は町水道、雨水は敷地内に自然浸透及び柵を設置し、飲み込めない分は、南側の既設水路へ放流します。

汚水は、合併浄化槽を設置し雨水と同じ経路で放流します。

水利組合役員には承諾を得ています。

周りは、東と西側に住宅が建ち並び北側に道路、南側には水路となっており、農地に影響はないものと思われま。

この案件は問題ありませんので皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何か意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第31号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長 農地法第5条第1項番号2を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

・泉 利夫委員 令和5年8月10日 10時より〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、最適化推進員の小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の6名で、字〇〇〇〇を調査しました。

〇〇〇〇前の道路を〇〇〇〇方面に〇〇〇〇ほど行き、右側に〇〇〇〇があり、その裏側で〇〇〇〇との間に設置します。

転用目的は、太陽光発電設備の設置であります。

申請地は、形質変更せずに架台を設置する為、土砂流出の恐れは無く、雨水は、施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、現在の用水路を利用して排水されますので問題ありません。

また、申請地西・北側に隣接農地がありますが、境界線から4mの距離を確保し、かつ、工作物の高さを3m以下にすることで、日照に支障はできません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第31号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第32号

現況確認証明に対する意見決定について

・議 長 次に、議案32号現況証明に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議 長 現況確認証明申請番号1について調査されました泉利夫委員に報告を求

めます。

・泉利夫委員

現況確認証明申請番号1に対する現地調査について報告します。

令和5年8月10日、9時より、申請人の〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、最適化推進員小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の6名で、〇〇〇287㎡と、1,891㎡の2筆を調査しました。

場所は、1筆目が〇〇〇〇から〇〇〇〇mほど〇〇〇〇に向かい〇〇〇〇に左折し、〇〇〇〇の左手前角に位置します。

2筆目は、〇〇〇〇で左折せず〇〇〇〇m直進した右側の〇〇〇〇から〇〇〇〇mほど徒歩で坂を上った高台の位置です。

2筆とも現在、耕作放棄地で草木が生えた状態です。

非農地化した経過としては、所有者の親が平成10年頃まで耕作していましたが、申請人は畑作業が困難で30年以上経過し草木が生えた状態になってしまい、今後も耕作は不可能なことから、地目を原野に変更したく今回の申請に至りました。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長

只今報告のありました現況確認証明申請番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長

異議のないものと認め、議案第32号 現況確認証明申請番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、現況確認証明申請番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

・泉利夫委員

現況確認証明申請番号2に対する現地調査について報告します。

令和5年8月10日、9時30分より、申請人の〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、最適化推進員小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の6名で、〇〇〇〇174㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇mほど〇〇〇〇側に向かい〇〇〇〇方向に左折し〇〇〇〇を渡り、〇〇〇〇方面に〇〇〇〇km進んだ右側に〇〇〇〇〇があり、その手前右奥に住宅があります。その住宅裏から〇〇〇〇mほど坂を登った位置です。未耕作で背丈より高い篠木類が生えた状態で耕作

不可能な状態です。

非農地化した経過としては、申請人は畑作業が困難で40年ほど経過し篠木類が生えた状態になってしまい、今後も耕作は不可能なことから原野に変更したく今回の申請にいたりしました。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

- ・ 議 長 審議に入る前に、議案第32号 現況確認証明申請番号2について、1番 黒崎委員は、申請者の代理人と同じ事務所ですので、農業委員等に関する法律第31条 議事参与の制限により退席を求めます。

〈黒崎委員退席〉

- ・ 議 長 只今報告のありました現況確認証明申請番号2について、何かご意見等ございましたか。

（「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長 異議のないものと認め、議案第32号 現況確認証明申請番号2について承認するものと決定いたします。

- ・ 議 長 黒崎委員の入室を認めます。

〈黒崎委員入室〉

（5）議案第33号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

- ・ 議 長 次に、議案33号 荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 （議案朗読） ※朗読説明終了後、スライド確認

- ・ 議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について、一括で審議することに何かご意見等ございましたか。

（「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長 それでは、荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご意見等ございましたか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 意義のないものと認め、議案第33号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号38を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時20分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年8月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 3番